

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

監査公表

○平成27年度定期監査（学校監査）結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○平成26年度包括外部監査の措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

監 査 公 表

静岡市監査公表第4号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を行った結果について、同条第9項の規定により、これを公表する。

平成28年1月8日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	佐 藤 成 子
同	山 本 彰 彦

記

1 監査の種別

定期監査（学校監査）

2 監査対象

市立小学校87校及び中学校43校から抽出した駿河区及び葵区内の小中学校28校及び中学校13校

小学校	駒形、田町、服織、服織西、南藁科、中藁科、水見色、清沢、峰山、大川、中田、中島、大里東、大里西、大谷、久能、宮竹、森下、東豊田、西豊田、富士見、南部、東源台、長田西、長田南、長田東、長田北、川原
中学校	安倍川、服織、藁科、大川、大里、南、中島、豊田、東豊田、高松、長田西、長田南、城山

3 監査範囲

平成27年4月1日から8月31日までに執行された事務事業

4 監査方法

学校長の権限に係る財務等に関する事務事業の執行及び薬品・個人情報の管理状況、学校施設の安全性等について、抽出により関係書類の調査を実施した。なお、今年度は学校内における危機管理体制についても関係書類の提出を求め調査を実施した。

また、監査の対象のうち、小学校4校（服織、大里西、西豊田、長田西）及び中学校4校（安倍川、藁科、中島、長田南）については、現地調査及び関係職員からの説明聴取を行った。このうち大里西小学校及び中島中学校には本監査を実施した。

5 監査期間

平成27年9月16日から平成28年1月6日まで

6 監査結果

監査した結果、3件の指摘事項が見受けられたため、是正、改善を求めた。また、5件の指導事項があった。

(1) 学校施設の目的外使用許可等の状況

学校長許可に係る2日以内の学校施設の目的外使用許可及び一時的使用承認の事務処理について、書類監査を実施した結果、指摘事項等は認められなかった。

(2) 郵券等金券類の管理状況

郵券等金券類の管理状況について、書類監査や現品確認を実施した結果、指摘事項は認

められなかった。

なお、郵券の使用方法に関する 1 件の指導事項があった。

(3) 備品の管理状況

今年度及び過年度に購入した備品の管理について、書類監査や抽出による現品確認を実施した結果、下記 1 件の指摘事項については是正、改善を求めた。

【指摘事項】

物品の買入れの契約については、市長の権限の一部の事務の委任及び補助執行に関する規則第 10 条第 2 項の規定により予定価格 1 件 30 万円以下は校長専決ができるとされており、30 万円超の場合は市事務専決規則第 5 条第 1 項の規定により契約課長専決となる。

今年度購入した備品について確認したところ、同一仕様のパソコンを下記のとおり購入していた。

契約日	納品日	台数	購入金額
6 月 18 日	6 月 30 日	2 台	214,358 円
7 月 13 日	7 月 22 日	1 台	107,179 円

しかし、これらは業務に必要な台数を把握してから一括して購入すべきものであり、予定価格が 30 万円を超える場合であれば、一括して契約課に契約手続を依頼すべきものである。より多数の業者から見積書を徴取することで競争原理が働き、経費を抑制できる可能性があることや、業者に対する公平性の観点からも、市が定める規則等に沿った手続が必要である。

(服織小学校)

(4) 薬品類の管理状況

理科準備室及び保健室における薬品の管理状況について、書類監査、抽出による現物確認及び現地調査を実施した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、保健室の薬品管理に関する 1 件の指導事項があった。

(5) 校内及び校外における安全管理の状況

学校活動における防犯対策及び通学路等における交通安全対策について、書類監査及び現地調査を実施した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、学校施設防犯カメラ運用マニュアルの記載に関する1件の指導事項があった。



正門付近における防犯対策の状況確認（大里西小学校）

(6) 災害対策に係る状況

災害発生時における児童・生徒に対する安全確保対策について、書類監査及び現地調査を実施した結果、指摘事項等は認められなかった。

(7) 個人情報の管理状況

学校における児童・生徒などの個人情報保護及び情報セキュリティの状況について、書類監査及び現地調査を実施した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、個人情報を含む文書のファクシミリ送信に関する1件の指導事項があった。

(8) 施設、器具等の管理状況

校舎、プール等の施設及びサッカーゴール等の器具などの管理状況について、書類監査及び現地調査を実施した結果、下記1件の指摘事項について是正、改善を求めた。

また、学校施設の鍵貸与に係る手続に関する1件の指導事項があった。

【指摘事項】

グラウンド脇に設置してある野球のスコアボードは、生徒の背丈程度の高さであり接触する可能性があるが、表面の鉄板がめくれあがっている状態であるにもかかわらず、その部分を保護する措置がとられていなかった。また、ボード表面にある突起部分の保護・除去についても行われていなかった。

(長田南中学校)

(9) 学校内における危機管理体制について

今年度は、学校内における事件・事故、いじめ及び体罰に関して、教育委員会へ連絡、報告をする体制及び未然防止、再発防止に係る取組の状況について監査を実施した。

監査の結果、下記1件の指摘事項について是正、改善を求めた。

【指摘事項】

学校管理下において、児童がけがをして病院を受診した場合、校長は、静岡市立小・中学校管理規則第 8 条及び学校教育課長の通知に基づき、直ちに教育委員会に事故の発生を報告しなければならないが、平成 27 年 4 月に発生した事故の報告を失念していた。

(田町小学校)

7 意見

理科薬品の管理に関しては、過去 3 年度間にわたって指摘事項があったため、昨年度の監査結果報告書において、教育委員会及び学校に対して改善策の検討や児童・生徒に対する安全を第一に考えるよう意見をしたところである。今年度の監査結果では、同一の指摘事項は発生しておらず、教育委員会や学校の説明から、理科薬品の管理に対する意識が各学校に水平展開されたことを確認することができた。



施設・器具等の管理状況確認（中島中学校）

また、今年度は、学校内における危機管理体制を着眼点として監査を実施したので、以下のとおり意見を述べる。

(1) 学校内における事件・事故について

監査対象となった 41 校において、平成 27 年 4 月から 8 月に発生した事件・事故は 611 件あり、そのうち 607 件が学校における事故であった。その学校事故は、1 校当たり約 3 件／月となっている。

学校事故の多くである児童、生徒のけがについては、事故が発生した際には教育委員会への報告とともに、職員会議等の場を用いて原因分析と再発防止策の検討を行っているとのことであった。一口に「学校事故」といっても、その内容は様々であることから、法律上の責任の分類をしっかりと念頭に置いた上で再発防止策を検討する必要がある。それは、①国家賠償法第 1 条の公務員（教員）の故意・過失による損害賠償責任と②同法第 2 条の営造物の設置管理の瑕疵による損害賠償責任の分類であって、①は授業中・部活動中・休み時間中・給食時間中などのあらゆる場面において、程度の差こそあれ教員に求められる

注意義務が問題とされるのに対して、②は営造物（学校施設）の瑕疵の存在そのものが問題とされる無過失責任であることに留意すべきものである。

今回の監査においても、スコアボードの鉄板のめくれ等についての指摘があったが、これは、②の分類に当たる事例であり、事故が発生してからでは遅いのである。学校では、この分類を常に意識しつつ事故の未然防止と類似事故の発生防止に努められたい。

(2) いじめについて

今回、監査対象となった学校においては、いじめが発生した事例は見られたが、平成26年3月に策定された「静岡市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、適切に対処されていた。この基本方針では、学校が実施すべき施策の1つとして、いじめ防止等対策委員会の設置を規定している。この組織は、校長の強力なリーダーシップのもと教頭以下各主任等によって構成されるものであり、必要に応じて保護者代表や地域代表などをメンバーとして加えるものとしている。いじめは、発生・発覚してから対応するのでは遅く、いかに未然防止ができるかが重要である。このためには、保護者や地域代表を交えて、いじめ防止を目的とした情報共有の場を積極的にもつ必要があるが、本監査を実施した学校では、これら教職員以外の人たちをメンバーに加えていなかった。この点について、組織の在り方に関する更なる検討を願うものである。併せて、児童・生徒の細かな変化に気付く力を高め、早期発見に努めるとともに、いじめの発生に気付いた場合には、いじめを受けた児童・生徒の心身のケアを最優先に考え、教職員全員が連携のもと適切に対処されたい。

(3) 体罰について

本年6月30日に公表された葵区内の中学校で発生した体罰事件は、偶発的な出来事ではなく、衆人環視の中、長期間にわたって繰り返され、しかも、発覚後も教育委員会への報告がされていなかった事案であった。このことから、体罰は往々にして周囲の者からは「見て見ぬふり」をされ、他の教員からの口出しを許さない空気の中で発生する傾向があることがわかる。

学校現場における指導の行き過ぎと体罰との境界は判然としない面もあり、また発生に至る事情も千差万別ではあるものの、関係者全員の意識改革なくして体罰の根絶はあり得ないものである。この問題は、前述の事案を見るまでもなく、組織全体で取り組むべき課題が眼前に突きつけられているものと認識する必要がある。

今回の監査においては体罰事案の発生はみられなかった（報告としてあがった1件につ

いては、体罰には当たらないと決定されている。)。今後においても、本市内の学校において体罰を1件も起こさせないためにも、各校長は教職員が一人で問題を抱え込まないよう、クラス担任や部活動顧問という立場の垣根を越えて相談し合える環境づくりに取り組まれない。

用語説明

1 指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するもの

2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項

3 学校施設の一時的使用

学校管理運営上支障がある場合を除いて、静岡市主催の事業等のために学校施設を使用すること（保健所の健康診断、教員採用試験など）

4 学校施設の目的外使用

学校管理運営上支障がある場合を除いて、静岡市主催以外の事業等のために学校施設を使用すること（自治会行事、各種検定試験など）

静岡市監査公表第5号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成28年 1 月 8 日

静岡市監査委員 村 松 眞

同 杉 原 賢 一
同 佐 藤 成 子
同 山 本 彰 彦

記

1 平成26年度包括外部監査（委託契約の事務の執行について）

（1）＜競争性の確保について＞ [契約課]

【指摘事項】

静岡市の平成25年度の入札（指名競争入札も含む）は、件数、金額ともに全体の13～14%と低くなっている。地方自治法では、一般競争入札が原則的な方法であり、指名競争入札や随意契約は、特別な理由がある場合に限り認められる例外的な方法として定めている。自治法の趣旨からすると、現状は、原則と例外が逆転している状況になっている。

自治法の趣旨に則り、一般競争入札の比率をさらに高めていくためには、競争入札の対象となる業務について見直しを行い、この拡大に取り組むことが必要と考える。

【措置の状況】

委託業務等各種契約事務においては、地方自治法施行令第167条の4及び第167条の5第1項（施行令167条の11第1項、第2項）に基づき、各業務ごと入札参加資格を定め、市自ら積算できる業務とWTOの対象となる業務を入札対象業務としてきました。

また、上記以外の業務について、入札対象業務に移行するためには、「業務ごとに必要な入札参加資格を定めること」、「予定価格を基準として入札金額により自動的に契約の相手方が決定することから、客観的な積算基準を設けること」が必要であると考えて検討してきましたが、各種業務の内容が多岐にわたり、これら基準を設けることが困難であったため入札対象業務とはせず、随意契約制度の中で競争性を確保した複数者による見積執行（競争見積形式）とする、競争入札に準じた制度を取り入れてきました。

なお、地方自治法本来の随意契約である単独随意契約とする場合にあっては、静岡市委託業務等業者選定委員会規程に基づく組織において、その可否を十分に検討しており、安易に取り入れてはおりません。

以上のことから、入札対象が特定の業務となっておりますが、これら以外の業務については単独随意契約を除き、競争入札に準じた競争見積形式をとっていることにより競争性

は十分確保できているものと考えております。

しかしながら、地方自治法の趣旨からすれば一般競争入札を原則とするものとされておりますので、当面は現行制度を維持しつつ、例年実施する「委託業務等各種契約調査」において各課の発注状況を把握し、入札参加資格要件・積算基準のあり方等調査・検討を行い、対象業務の拡大を目指していきたいと考えております。(契約課)

(2) <静岡庁舎新館地下駐車場管理業務>再委託の事実認識について [管財課]

【指摘事項】

この業務で再委託が行われているという事実について、所管課が17年間把握していなかったことが監査の過程で判明した。これは、業務の委託者として、管理監督責任が果たせていないということに他ならない。

再委託が行われているという事実は、課内で供覧に付されている公社からの提出資料を見れば、容易に把握できるものである。委託業務の管理者として、通常の注意義務を長期にわたり怠っていたとしか言いようがない。

所管課による委託業務の管理体制を強化する必要がある。

【措置の状況】

地下駐車場管理業務において、委託先であるまちづくり公社の職員のほか、シルバー人材センター職員も従事していることは、指摘を受ける以前から把握していました。

今回の指摘を受け、過去に遡って確認したところ、公社としては、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、高齢者の雇用確保、いきがづくりという一貫した考えの下、公益財団法人たるシルバー人材センターからの事実上の人材派遣により、必要な人材を確保しているということでした。

また、当課としても、シルバー人材センターは、公益性のある団体で、かつ、高齢者の雇用の場の確保を目的に設立された組織ということもあり、これまで、その雇用自体を人材派遣と認識していました。

しかしながら、実際には委託という形式をとっているため、平成27年度からは、再委託に必要な手続きを実施したところでは。

なお、再委託とした場合に、別途監査委員から意見をいただいた「偽装請負」とされないうための必要な措置をとるよう公社には指導しました。

さらに、契約関係書類等については、その内容を課内で十分に確認するとともに、疑問

な点があれば相手方と協議して問題を迅速に解決するなど、管理体制を強化しました。(管財課)

(3) <静岡庁舎新館地下駐車場管理業務>契約違反(再委託の承認)について [管財課]

【指摘事項】

この委託業務において、公社からシルバー人材センターへの再委託は、市の承諾のないまま行われていた。これは委託契約書第12条第2項に違反している。この業務では、契約違反の状態が最低でも17年間は続いていた。

再委託について、所管課による適正な承認手続を実施し、契約書の記載内容を遵守する必要がある。

【措置の状況】

平成27年度は、再委託承認申請書を受領し、再委託が「高齢者の雇用確保を目的としたものであり、再委託者への連絡等を目的に、再委託先に現場の管理者を置く」ことを確認したのち、承認処理を行いました。

平成28年度以降の委託業務においても、適正な手続きを行っていきます。(管財課)

(4) <静岡庁舎新館地下駐車場管理業務>契約課からの通知の実施状況について [管財課、契約課]

【指摘事項】

所管課では、契約課からの通知に記載されていた内容の確認を怠っていた。

所管課において、通知に記載された内容が確実に実施されるよう、管理体制を強化する必要がある。また、契約課においても、各課の実施状況を確認、確実な履行を求めることが必要と考える。

【措置の状況】

契約課の通知内容を踏まえ、委託契約書の中に、再委託する場合の条件を追加しました。

契約課からの通知を確実に供覧し、通知内容に沿った対応をすることを課内全体に周知徹底するなど、管理体制を強化しました。(管財課)

契約課から各所属に周知した事項(再委託、暴力団排除に関する誓約書兼同意書の提出

等) について実施状況を調査するため、平成27年 6 月に「平成26年度分委託業務等各種契約調査」の調査項目を追加し、各課の実施状況を確認しました。今後も引き続き適正な事務の執行を図るため、各所属に対し定期的に周知を行っていきます。(契約課)

(5) <静岡庁舎新館地下駐車場管理業務>主たる業務の再委託について [管財課]

【指摘事項】

静岡市では、委託業務のうち一部の業務については、例外的に再委託することを認めているが、主たる業務の再委託は認めていない。この再委託は、市が禁止している主たる業務の再委託にあたるのではないかと考えられる。

そのため、所管課で主たる業務の内容を再度検討し、それらの業務を明確にしたうえで、再委託が可能な業務と再委託できない業務（主たる業務）とを仕様書に明示しておくことが必要と考える。

【措置の状況】

業務仕様書（標準配置人員及び作業分担）の内容を変更し、主たる業務とそれ以外の業務を明確に区別しました。(管財課)

(6) <静岡庁舎新館地下駐車場管理業務>積算価格の見直しについて [管財課]

【指摘事項】

この委託業務では、市の外郭団体であるまちづくり公社が、単価の低いシルバー人材センターへ再委託することにより、利益が生じている状況となっている。

市は、業務を分割してシルバー人材センターへ直接発注するか、あるいは、積算方法の見直しを行うことにより、委託料の削減を図る必要がある。

【措置の状況】

業務仕様書の内容を変更し、主たる業務とそれ以外の業務を区別する中で、積算価格の削減を図りました。(管財課)